

中世竹取説話分類の再検討(一)：卵生篇

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, さやか メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7343

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



中世竹取説話分類の再検討（一）——卵生篇

飯 田 さやか

一 はじめに

『竹取物語』は中世以降、『古今和歌集』や『法華経』の注釈、富士山縁起などの多様な史料に引用された。これらは富士の煙や富士の祭神の由来を示すものとして『竹取物語』を引用しているが、その内容は現在伝わる『竹取物語』とはやや異なっており、竹取説話もしくは中世竹取説話^①と呼ばれている。例えば『古今和歌集』注釈書の中世竹取説話では、鶯の卵からかぐや姫が出生し、求婚難題譚が省略され、かぐや姫と帝との結婚が記述されるなど、極めて特徴的な傾向が見出せるのである。現在、中世竹取説話が記される史料は四十一件にのぼる。そのため、全ての史料を中世竹取説話として一括に検討するのは困難な状況にあり、『古今和歌集』注釈書や『法華経』注釈など、一部の史料のみを取り上げて論じられる傾向にある。そうした中で、中世竹取説話全体の分類を試みた論として、三谷栄一氏^②、田口守氏^③、奥津春雄氏の論が挙げられる。それぞれ、説話の内容や説話を引く史料の分野によって詳細に検討を行い、分類を試みている。その一方で現在、中世竹取説話を記す史料は、諸氏が分類を行った時点よりも多く発見されている。そのため、既存の分類方法で

は分類しきれない史料が出てきており、新たな分類方法が求められるのである。よって本稿では、管見の限りの四十一件の中世竹取説話を対象とし、既存の分類方法を試みた上で、より汎用性の高い新たな分類方法を再検討したい。紙幅の都合上、本稿ではかぐや姫が竹林の鶯または竹林の鶯の卵などから出生する「卵生」の説話のみを対象とし、検討を行う。かぐや姫が竹から出生する「竹生」の説話については別稿で論じることとする。

二 中世竹取説話一覧および分類の研究史

まず、現在明らかになっている中世竹取説話四十一件を次の〈表1〉に示す。

〈表1〉中世竹取説話一覧		先行研究検討状況		
※網掛けは卵生を示す		三谷	田口	奥津
1	『今昔物語集』	○	○	○
2	『海道記』	○	○	○
3	『富士縁起』（金沢文庫）			
4	『古今集注』義	○	○	○
5	『古今集注』信	○	○	○
6	『古今為家抄』			○
7	『古今和歌集序開書 三流抄』		○	○
8	『頼阿序注』		○	○
9	『毘沙門堂本古今集注』		○	○
10	『曾我物語』真名本	○	○	
11	『神道集』			○
12	『詞林采葉抄』富士山	○	○	○
13	『和漢朗詠集和談鈔』			
14	『了誉序注』		○	○
15	『三国伝記』	○	○	○
16	『桂川地蔵記』	○	○	○
17	『和歌百首註』／『別歌百首』	○	○	
18	『源氏物語提要』			○
19	『臥雲日件録抜尤』	○	○	○
20	『当家聞書』			
21	『聖徳太子伝拾遺抄』		○	
22	『塵荊抄』			○
23	『一乗拾玉抄』			
24	『法華経鶯林拾葉抄』「浄明鏡事」			○
25	〃「八酒縁起事」			
26	『聖徳太子伝正法論』慶応本			
27	『歌道寄合肝要集』			
28	『富士山（謡曲）』	○	○	○
29	『本朝神社考』	○	○	○
30	『東海道名所記』			
31	『国名風土記』	○		
32	『富士山の本地』	○	○	○
33	『富士山縁起』（田辺家）			
34	『富士山縁起』（村山池西）			
35	『富士山大縁起』（円成）			
36	『富士山略縁起』（富士吉田）			
37	『荊叢毒薬』			
38	『富士山略縁起』（村山浅間）			
39	『富士山縁起』（村山浅間）			
40	『富士山船霊明神縁記』			
41	『富士大縁起』（公文富士氏）			

中世竹取説話をおおよそ成立年順に並べ、卯生の説話を網掛けで示した。中世竹取説話四十一件のうち、卯生の説話は二十二件である。なお右列には、先行研究における検討状況を示すため、三谷氏、田口氏、奥津氏の論で検討されている説話に丸印を付した。

先行研究における卯生の説話の検討状況を見てみると、2『海道記』や4『古今集注』義、5『古今集注』信、15『三国伝記』、19『臥雲日件録抜尤』、28『富士山謡曲』は三氏すべてが検討を行っている。その一方で、31『国名風土記』は三谷氏のみ、21『聖徳太子伝拾遺抄』は田口氏のみが検討している。同様に、6『古今為家抄』、22『塵荊抄』、24『法華経鷲林拾葉鈔』「浄明鏡事」は奥津氏のみが検討を行っている。その他、7『古今和歌集序聞書三流抄』や8『頓阿序注』、9『毘沙門堂本古今集注』、14『了誉序注』は田口氏と奥津氏のみが検討しており、17『和歌百首註』は三谷氏と田口氏のみが検討を行っている。このように、先行研究における検討状況には、非常に幅があることが見てとれる。なお、13『和漢朗詠集和談鈔』、23『一乗拾玉抄』、25『法華経鷲林拾葉鈔』「八酒縁起事」、26『聖徳太子伝正法論』慶応本、27『歌道寄合肝要集』、36『富士山略縁起（富士吉田市）』の六件は、何れの論においても検討されていない。「はじめに」で既に述べたように、中世竹取説話全体の分類を行う上で、既存の分類方法に拠る検討は難しく、新たな分類方法が必要とされることが明らかである。以下、先行研究における分類方法をそれぞれ確認した上で、新たな分類を試みていく。卯生の中世竹取説話の本文をすべて掲出することは紙幅の都合上難しいため、要素ごとに分類した表を次に掲出することでの代わりとしたい。

〈表2〉 卯生の中世竹取説話		結婚の有無※①				形見 (○は被鏡)			時代							舞台※②					
※番号は〈表1〉一覧表に準ずる	帝	翁	国司	拒否	その他	不死薬	衣	他	鏡	孝安	景行	雄略	欽明	天智	天武	桓武	駿河国	浅間郡	富士郡 富士山麓	里	甲斐国
2	『海通記』			天		○											○		○		
4	『古今集注』 義			翁																	
5	『古今集注』 信			翁																	
6	『古今為家抄』	○							○				○				○	○			
7	『古今和歌集序開書 三流抄』	○							○					○			○				
8	『順阿序注』	○				翁へ							○				○	○			
9	『昆沙門堂本古今集注』	○							○				○				○	○			
13	『和漢朗詠集和詠鈔』	○							○								○		○		
14	『丁著序注』	○							翁へ				○				○		○		
15	『三国伝記』	○							○								○		○		
17	『和歌百首註』 / 『別歌百首』	○							○								○				
19	『臥雲日伴録抜た』	○				○	○		○					○			○		○		
21	『聖徳太子伝拾遺抄』	○				○			○				○				○		○		
22	『應荷抄』	○				○			○					○			○				
23	『一乗拾玉抄』	○							○					○			○		○		
24	『法華経叢林拾葉抄』 「浄明鏡事」	○							○					○			○		○		
25	『八酒縁起事』													○			○		○		
26	『聖徳太子伝正法論』 慶応本	○							○								○				
27	『歌道寄合野要集』		○						○								○			かぬき	
28	『富士山 (謡曲)』				皇女に 召され				○								○		○		
31	『国名風土記』																		○		○
36	『富士山略縁起』 (富士吉田)	○				○			○				○						○		○

※① 「結婚の有無」 拒否欄には、結婚を拒否した人物を記した。

※② 「舞台」 において、() は本文中に明記されていないものの、前後の文脈から駿河・甲斐いずれかの国と推定できる場合に使用した。

〈表2〉は、〈表1〉中世竹取説話一覧から卵生の説話を抽出し、整理したものである。各説話の内容を分かりやすく示すため、出生、結婚の有無、形見の品、説話の時代、説話の舞台の項目を設定し、それぞれ該当部分に丸印を付した。これらの項目は中世竹取説話のほぼすべてに記される要素であり、各説話の特徴を捉える上で重要な指標である。なお、印等のないものは記述がないことを示す。

〈表2〉を踏まえながら、先行研究における分類方法を確認していく。まず、三谷栄一氏は七件の卵生の中世竹取説話を対象としている。氏は「竹取翁譚の要点は出生方法と結婚の有無、結末の三点である」とし、「出生方法のうち、鶯系は口誦伝承であろう」と指摘する。厳密に言えば分類までは行っていないが、中世竹取説話の要点を簡潔に指摘しており、氏の指摘する出生方法、結婚の有無、結末の三点は中世竹取説話分類にあたっての重要な柱といえよう。

続いて田口守氏は十二件の卵生の中世竹取説話を対象とし、三つに分類を行っている。氏は卵生の説話を「鶯姫型」と規定した上で、帝との結婚の有無によってA（帝と結婚）とB（帝の求婚拒否）の二類に分けている。さらにA類を二つに分けて一方を「中世の鶯姫型竹取翁伝説の基本形」とし、もう一方をその変形として、それぞれを区別するための目安を提示している。氏の分類および分類目安を私にまとめたものを次に示す。

分類型	史料名	分類目安
鶯姫型A類Ⅰ型	『古今和歌集序聞書三流抄』、『頼阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』	駿河国／金色の鶯の卵／七日目に生まれる／勅使の存在／三年での帰還／形見の鏡／鏡を胸に置いて寝る／公卿僉議
鶯姫型A類Ⅱ型	『了誉序注』、『三国伝記』、『臥雲日件録抜尤』、『聖徳太子伝拾遺抄』	地名に富士が付く／金色の形容なし／日数・年数の明示なし／鏡を胸に置かない
鶯姫型B	『海道記』、『古今集注』義・信（論中では為家『古今集注』）	帝の求婚を拒否

氏は、『和歌百首註』と『富士山』(謡曲)については論中で明確に分類していないが、当時明らかにされていたほすべての卵生の中世竹取説話を分類している。この分類に、氏が分類をしていない『古今為家抄』、『和漢朗詠集和談鈔』、『和歌百首註』、『塵荊抄』、『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄』、『浄明鏡事』、『法華経鷲林拾葉抄』、『八酒縁起事』、『聖徳太子伝正法論』、『歌道寄合肝要集』、『国名風土記』、『富士山略縁起(富士吉田)』の十一件を当てはめて分類してみると、『古今為家抄』と『塵荊抄』は「鶯姫型A類I型」に分類することができた。ただし、『聖徳太子伝正法論』はA類I型の分類目安をほぼ満たしている一方で、公卿僉議の要素が足りず、何れにも分類できなかった。また、「鶯姫型A類II型」は、氏の指摘する分類目安の何れかを満たさないが為に、分類できた説話はない。『和漢朗詠集和談鈔』、『和歌百首註』、『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄(浄明鏡事)』がこの型に近いものと思われるが、当てはまらないポイントが多い。また、『法華経鷲林拾葉抄(八酒縁起事)』、『歌道寄合肝要集』、『国名風土記』、『富士山略縁起(富士吉田)』の四件は何れの型にも類似しておらず、分類不能となった。

以上、田口氏の分類に基づいて中世竹取説話の分類を試みたが、冒頭でも指摘したように、分類しきれない説話が多くある。その理由としては、分類に当たった分類要素が少し細かいことが原因と言えよう。『和漢朗詠集和談鈔』、『和歌百首註』、『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄(浄明鏡事)』が「鶯姫型A類II型」に当てはめきれなかったように、もう少し緩やかな分類要素を設定する必要があるのである。

続いて、奥津春雄氏の分類を見ていく。氏は、田口氏の分類を踏まえた上で「中世竹取説話に独特の、鶯姫と形見の鏡、特に鶯姫のモチーフは、和歌の世界でまず成立し、それが寺社縁起に広がっていったと考えられること、鶯姫は固有名詞でなく、美文の中の装飾的呼称と思われること」といった理由により、「①中世古今注に記載されているもの、及びその系統のもの」、「②寺社縁起関係のもの、及びこれに類するもの」、「③『源氏物語』の注釈書類に現れるもの」の三種に分類している。奥津氏の分類を私に整理したものを次に提示する。

分類型		史料名
①中世古今注系		『海道記』、『古今集注』義・信、『古今為家抄』、『古今和歌集序聞書三流抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』、『了譽序注』、『三國伝記』、『臥雲日件録抜尤』、『法華経鶯林拾葉鈔』浄明鏡事、『富士山』謡曲、『塵荆抄』
②寺社縁起系		『神道集』、『詞林采葉抄』、『桂川地蔵記』、『本朝神社考』、『富士山の本地』
③『源氏物語』注釈	『源氏物語提要』	

氏は『今昔物語集』を除く十九件の中世竹取説話を、引用されている史料の分野によって大まかに分類している。論中では、『塵荆抄』について明確に分類されていないが、内容から見て①中世古今注系に属するとみてよいだろう。氏は、①中世古今注系の一部を(1)『古今集注』義・信、(2)『古今為家抄』・『古今和歌集序聞書三流抄』・『頓阿序注』・『毘沙門堂本古今集注』、(3)『了譽序注』の三つに分けることができる指摘している。この指摘はおおよそ田口氏の見解と同一であり、(1)は「鶯姫型B」、(2)は「鶯姫型A類I型」、(3)は「鶯姫型A類II型」に対応している。奥津氏は、説話が引かれている史料の分野によってまず緩やかに分類し、その上でより細かい分類を試みているのである。なお、②寺社縁起系と③『源氏物語』注釈書系はいずれも竹生の説話である。

氏の分類に拠れば、卯生はすべて①中世古今注系となるわけであるが、この分類は、中世竹取説話が多く明らかになっている現在においては、いささか大まかすぎると言わざるを得ない。例えば『和漢朗詠集和談鈔』は『三國伝記』とほぼ同文であり、前者を素材として後者が成立した経緯があるとの指摘がすでにあるため、①中世古今注系に分類することに疑問はない。一方、『聖徳太子伝拾遺抄』、『法華経鶯林拾葉抄』八酒縁起事、『聖徳太子伝正法論』、『歌道寄合肝要集』、『国名風土記』、『富士山略縁起(富士吉田)』を①中世古今注系に分類してしまうことには疑問が残る。例えば『歌道寄合肝要集』は連歌の注釈書であるが、〈表2〉を見ても分かるように翁と結婚し、「かぬきの里」が舞台に設定されるなど、他の中世竹取説話とは異なる説話である。『聖徳太子伝正法論』も同様であり、形見の品として鏡に加えて簪と扇が残さ

れており、①中世古今注系をさらに細分化した分類に当てはめることも難しいのである。

ここまで、先行研究の分類法に拠って、現在明らかとなっている卵生の中世竹取説話の分類を試みてきたが、どうしても分類しきれない史料が出てきてしまう。田口氏は、分類目安を細かく設定することで、「鶯姫型A類I型」のように「中世の鶯姫型竹取翁伝説の基本形」を明らかにすることに成功している。その一方で、分類目安が細かいが故に分類から外れてしまう史料が出てきてしまうという課題がある。そこで奥津氏は、田口氏の分類を踏まえ、説話を引用する史料の分野による、緩やかな分類法を提示している。氏の方法は、中世竹取説話の概要を大まかに捉え、細かな分類目安に捉われず、それぞれの内容ごとに分類することが出来る。しかし、氏の分類方法に従うと、卵生の中世竹取説話はほぼすべてが中世古今集注の系統、影響下であると判断されてしまう。もちろん、中世竹取説話の中で『古今集』注釈書に引かれた記事の影響は大きく、影響を受けた史料もかなり多いことは確かである。しかし、そうした史料の間にも細々とした違いは認められるため、もう少し分類の余地があるのではないだろうか。

これらの課題を踏まえ、次章では中世竹取説話の新たな分類法を検討していく。

三 中世竹取説話分類案

三―一、結婚の有無による第一分類

二章で確認したように、分類目安の設定方法によっては、どこにも属さない説話が出てくるという問題が生じる。特に、田口氏の論において「鶯姫型A類I型」の分類目安として挙げられている、卵が光る描写や勅使の有無、公卿僉議などは、史料によっては記述が省略されただけの可能性も推察されるのである。一方で、奥津氏のように説話を引用する史料の分野といった緩やかな条件のみを設定した場合も、すべての史料を分類しきれないという課題がある。様々な史料に引用される中世竹取説話を分類するにあたっては、分類するための項目をいくつかの段階に分けて設定し、説話において必ず記

される要素を上位に設定していく必要がある。

竹取説話で必ず記される要素としては、「かぐや姫の出生」と「かぐや姫の結婚の有無」の二点があげられる。この点については三谷氏も指摘しているところであり、中世竹取説話の特徴を捉える上で重要な要素である。前者の出生に関しては〈表2〉に示したように既に分類しているため、まず「かぐや姫の結婚の有無」によって分類すると次の通りとなる。

分類型		史料名
A 結婚なし		『海道記』、『古今集注』義、『古今集注』信、『富士山（謡曲）』（『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』※引用記事）
B 結婚あり		『古今為家抄』、『古今和歌集序聞書三流抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』、『和漢朗詠集和談鈔』、『了普序注』、『三國伝記』、『和歌百首註』、『臥雲日件録拔尤』、『聖徳太子伝拾遺抄』、『塵荆抄』、『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄』浄明鏡事、『聖徳太子伝正法論』慶応本、『歌道寄合肝要集』、『富士山略縁起』（富士吉田）

卯生の中世竹取説話二十二件のうち、『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』をのぞく二十件には結婚の有無についての記述があった。『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事および『国名風土記』は、何れも他の説話のように富士の煙もしくは富士の祭神の由来を記す記事ではない。卯生の中世竹取説話の中でも、説話の本来的な意味を失った、単なる引用記事の可能性が考えられる。この二件に関してはさらなる検討を要するが、一先ずA【結婚なし】に分類しておく。

結婚の有無による分類の結果、かぐや姫が結婚するB【結婚あり】の型が非常に多いことが見て取れる。それぞれの史料の内容を細かく見ていくと、A【結婚なし】は、単に記されていない場合と結婚を拒否する場合、その他（皇女となる場合）の三パターンに分かれるため、更に分類が可能であることが分かる。それぞれに応じ、「a結婚拒否」、「b記述なし」、「cその他」の分類項目を設定する。一方、B【結婚あり】は『歌道寄合肝要集』の翁と結婚する一例を除き、全て帝と結婚している。そのため結婚相手として「a帝」と「b翁」の二つを分類項目として設定する。分類の結果を次に示

す。

分類型		史料名
A 結婚なし	a 結婚拒否	『海道記』、『古今集注』義、『古今集注』信
	b 記述なし	『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』
B 結婚あり	c その他	『富士山（謡曲）』
	a 帝	『古今為家抄』、『古今和歌集序聞書三流抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』、『和漢朗詠集和談鈔』、『了誉序注』、『三國伝記』、『和歌百首註』、『臥雲日件録拔尤』、『聖德太子伝拾遺抄』、『塵荊抄』、『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄』、『浄明鏡事』、『聖德太子伝正法論』慶応本、『富士山略縁起』（富士吉田）
	b 翁	『歌道寄合肝要集』

分類の結果、五つのグループに分けることが出来た。まず、A―a【結婚なし―結婚拒否】を見ていく。このグループには『海道記』と『古今集注』義・信が分類されているが、〈表2〉を見ても明らかのように、結婚を拒否する人物が異なる。『海道記』では帝が求婚した後「諸の天、此を知りて、玉の枕、金の釵、いまだ手なれざる先に、飛車を下して迎へて天に上りぬ⁶」とあるように「天（天人）」が帝の求婚を拒否し、かぐや姫の結婚を阻止している。一方、『古今集注』義では「この翁がおもはくいみじきみかど申とも、なを下界の王なんどはむこにとらじとおもひて、帝尺にたてまつらむの心ざしふかくて……⁷」とあり、『古今集注』信では「此翁、いみじくとも此日本の人をばむこにとらじと思て……⁸」と「翁」が帝や上達部などからの求婚を拒み、結婚を拒否している。それぞれ結婚の拒否者が異なるため、更なる分類項目を設定して分類することが適当であらう。A―b【結婚なし―記述なし】の『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』はそれぞれ別の系統であることが想定できるが、現時点では適切な分類項目が設定出来ないため、一先ずここで分類を終了とする。A―c【結婚なし―その他】（皇女となる）も、『富士山（謡曲）』のみが分類されているため、更なる分類

は行わないこととする。続いて、B-a【結婚あり―帝】を確認していく。このグループに分類された史料は非常に多く、古今集注の系統が多いように見えるが、更なる分類の余地がある。B-b【結婚あり―翁】は『歌道寄合肝要集』のみが分類できており、今のところ孤立した竹取説話であることが確認できる。B-aの分類は次項「三―二、形見の品による第二分類」で検討する。

三―二、形見の品による第二分類

ここまでの結婚の有無による分類により、卯生の竹取説話二十二件は五つのグループに分類できた。しかし、A-a【結婚なし―結婚拒否】およびB-a【結婚あり―帝】については、さらなる分類項目を設定して分類する必要がある。続いて分類項目に設定するのは、「結婚の有無」に続いて多く記されている要素として、「形見の品」が適当である。

A-a【結婚なし―結婚拒否】は形見の品の有無によって明確に分けることが出来る一方、B-a【結婚あり―帝】はもれなく形見の品が残されているため、「形見の品の種類」によって分類項目を設定する。「形見の品の種類」としては、中世竹取説話の特徴である形見の鏡が重要であるが、この場合も「鏡のみが残される場合」と「鏡と不死葉が残される場合」、「鏡とその他の物（かんざしなど）が残される場合」とに分かれる。「鏡と不死葉が残される場合」は、『竹取物語』の要素が加えられたものとして判断し、「鏡のみが残される場合」と同様の分類とする。後者の、鏡とその他の物が残される場合は新たな要素の追加と判断し、別の分類とする。分類の結果は次のとおりである。

分類型		史料名	
A結婚なし	a結婚拒否	I形見の品なし	『古今集注』義、『古今集注』信
		II形見の品あり	『海道記』
B結婚あり	a帝	I鏡（十不死薬）	『古今為家抄』、『古今和歌集序聞書三流抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』、『和漢朗詠集和談鈔』、『了譽序注』、『三國伝記』、『和歌百首註』、『臥雲日件録抜尤』、『聖徳太子伝拾遺抄』、『塵荊抄』、『二乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄』、『浄明鏡事』、『富士山略縁起』（富士吉田）
		II鏡十その他	『聖徳太子伝正法論』慶応本

A群に関しては、これ以上の分類は不可能である。A-a/Iは『古今和歌集』注釈書の中世竹取説話のうち、結婚をしない群が分類された結果となった。『古今和歌集』注釈書の説話は結婚をする場合が多いため、『古今集注』義・信の特性が見て取れよう。また、A-a/IIは現時点では『海道記』のみが分類された。『海道記』は鶯姫の語が現れる中世竹取説話の中で最も早い史料であり、竹取説話を考える上で重要であるが、孤立した位置にある説話であることがうかがえる。

B群に関しては、B-a/IIは『聖徳太子伝正法論』慶応本のみである一方、依然としてB-a/Iグループに属する史料が多い。この後、更なる分類項目を設定し、分類を行っていく。

三―三、説話の時代および舞台による分類

ここまで、卵生の竹取説話の分類はだいぶ進んできたが、未だB-a/I【卵生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）】に分類される説話が多くある。既に分類項目として設定してきた、結婚の有無、形見の品などに続き、記されている場合が多

い要素は「説話の時代」と「説話の舞台」である。説話の時代とは、説話の本文中においてどの帝の御代であるかを記した部分を指し、今回対象とする史料では孝安、欽明、天智、天武の名が記されている。なお、『和歌百首註』では記されていないため、設定なしに分類する。時代によってB・a・Iをさらに分類した結果は、次のとおりである。

分類型					史料名
B 結婚あり					
a 帝					
I 鏡（十不死薬）					
i 孝安	ii 欽明	iii 天智	iv 天武	v 設定なし	
『和漢朗詠集和談鈔』、『三国伝記』	『古今為家抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』、『了譽序注』、『聖徳太子伝拾遺抄』、『富士山略縁起』（富士吉田）	『臥雲日件録抜尤』	『古今和歌集序聞書 三流抄』、『塵荊抄』、『一乗拾玉抄』、『法華経鸞林拾葉抄』	『和歌百首註』	

分類結果を見ていくと、まずB・a・I／i【卯生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）―孝安天皇】には『和漢朗詠集和談鈔』、『三国伝記』が分類された。両者はすでに黒田彰氏⁹⁾が前者から後者への影響を指摘しており、今回の分類でも同様の結果が得られた。B・a・I／ii【卯生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）―欽明天皇】には六件の史料が分類されたが、説話の舞台が浅間郡と富士郡とで分かれている。順番は前後するが、B・a・I／iv【卯生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）―天武天皇】も同様であり、駿河国と富士郡・富士山麓が舞台の史料がある。舞台の違いによって説話の内容も異なっているため、説話の舞台による分類を加えていくこととする。B・a・I／iii【卯生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）―天智天皇】およびB・a・I／v【卯生―結婚あり―帝―鏡（十不死薬）―設定なし】は現時点では単独のグループである。

B・a・I／iおよびB・a・I／ivを説話の舞台によって分類した結果は次のとおりである。

分類型			史料名
B 結婚あり	a 帝	I 鏡 (十不死薬)	
	IV 天武	II 欽明	
	② 富士郡 富士山麓	① 浅間郡 富士山麓	
	『一乗拾玉抄』、『法華経鸞林拾葉抄』	『古今和歌集序聞書 三流抄』、『鹿菰抄』	『古今為家抄』、『頼阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』
		『了譽序注』、『聖徳太子伝拾遺抄』、『富士山略縁起』(富士吉田)	

史料数の多い B a / I 【卵生—結婚あり—帝—鏡(十不死薬)】に属する竹取説話を、時代と舞台による分類を加えることでより細やかに分類することが出来た。この分類により、B 群は古今集注の多いグループであるが、古今集注系統とまとめるのではなく、それぞれが様々な要素を持つことが理解できよう。

四 おわりに

ここまで、卵生の中世竹取説話二十二件を、それぞれの内容に応じて分類項目を設定し、分類を進めてきた。その結果、十三種に分けることができた。(本稿最終頁〈表3〉)

大まかな分類としては、まず A 【結婚なし】 六件、B 【結婚あり】 十六件に分けることが出来る。A 【結婚なし】に分類される中世竹取説話は現時点では数が少なく、分類も容易である。ただし、姫の結婚が記されないといえ、結婚を拒否する場合と単に記述されない場合、その他(皇女となる)に分かれる。また、結婚を拒否する場合、『竹取物語』と同様に形見の品が残されるものと残されないものに分かれる。それぞれの要素を踏まえ、結婚の有無と形見の品の有無によっ

て分類した結果、A【結婚なし】群は以下の四つのグループに分けることが出来た。

- ① A-a/I【結婚なし―結婚拒否―形見の品なし】（『古今集注』義、『古今集注』信）
- ② A-a/II【結婚なし―結婚拒否―形見の品あり】（『海道記』）
- ③ A-b【結婚なし―記述なし】（『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』）
- ④ A-c【結婚なし―その他】（『富士山（謡曲）』）

それぞれの特徴を簡単に述べておく。A-a/I【結婚なし―結婚拒否―形見の品なし】は同じ『古今集注』の義巻と信巻に記されたものである。ほぼ同文であり、同じグループに分類されることは当然といえよう。A-a/II【結婚なし―結婚拒否―形見の品あり】は、中世竹取説話の中でも早い時期の史料である『海道記』が分類された。鶯姫の呼称が用いられ、中世竹取説話研究において重要な史料であるが、内容としては他の史料との共通性は低く、独立しているように見受けられる。A-b【結婚なし―記述なし】は『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』が分類されたが、特に前者は引用記事であり、先述したように説話としての本来的な意味は失われているといえよう。一方、『国名風土記』は極めて特殊であり、甲斐国の由来を語る内容である。同じグループに分類されることはあまり適切ではないが、現時点では適当な分類項目が見つからないため、一先ず保留としたい。A-c【結婚なし―その他】の『富士山（謡曲）』は能楽に取り込まれた中世竹取説話である。他の類するものが発見されていないため、現時点では独立したグループといえよう。特に、かぐや姫が皇女に召されるという展開は、他の説話に見られない珍しいものである。この展開が能楽書の竹取説話の特徴なのか、他に影響を受けたものかどうかについては、今後さらなる竹取説話史料の発見に期待される。

以上、A【結婚なし】群の特徴について見てきた。何れもかぐや姫が結婚しないという展開においては、『竹取物語』と同様である。それぞれの史料は何れも特有の内容を記し、独立しているように見受けられる。各グループの特徴というには史料数があまりに少ないため、今後の研究が待たれる。

続いて、B【結婚あり】の群を見ていく。B群は九つのグループに分けられる。

- ⑤ B a / I / i 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——孝安天皇】
- ⑥ B a / I / ii / ① 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——欽明天皇—浅間郡】
- ⑦ B a / I / ii / ② 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——欽明天皇—富士郡・富士山麓】
- ⑧ B a / I / iii 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——天智天皇】
- ⑨ B a / I / iv / ① 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——天武天皇—浅間郡】
- ⑩ B a / I / iv / ② 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——天武天皇—富士郡・富士山麓】
- ⑪ B a / I / v 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——設定なし】
- ⑫ B a / II 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋その他）】
- ⑬ B b 【結婚あり—翁】

まず、帝との結婚が記され、鏡（＋不死薬）が形見として残されるグループを見ていく。これらはまず説話の時代によって分類される。孝安天皇の時代の B a / I / i 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——孝安天皇】は、すでに述べたように影響関係にある史料二件が分類されることとなった。

続いて欽明天皇の時代を舞台とした説話を見ていく。この場合、説話の舞台が浅間郡と富士郡・富士山麓の二つに分かれる。B a / I / ii / ① 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——欽明天皇—浅間郡】は先行の田口守氏の「鶯姫型 A 類 I 型」や奥津春雄氏の「中世古今注系」に重なる。分類された史料が全て中世古今注であるうえ、文もほぼ同文である。B a / I / ii / ② 【卵生—結婚あり—帝—鏡（＋不死薬）——欽明天皇—富士郡・富士山麓】は三つの史料が分類されたが、それぞれ異なった内容である。最も後に成立した『富士山略縁起』（富士吉田）は、所々『聖徳太子伝拾遺抄』に近似した表現が見受けられ、同一の史料を見た等の関係性が指摘出来よう。

B-a / I / iii 【卵生―結婚あり―帝―鏡（＋不死薬）―天智天皇】には『臥雲日件録抜尤』のみが分類された。史料が五山僧の日記の抄出である点を踏まえると、他の五山関連の史料に中世竹取説話が見つかることが期待できようが、現時点では未見である。

天武天皇の時代を舞台とした説話も、説話の舞台が浅間郡と富士郡・富士山麓に分かれる。まず、B-a / I / iv / ① 【卵生―結婚あり―帝―鏡（＋不死薬）―天武天皇―浅間郡】には『古今和歌集序聞書三流抄』と『塵荊抄』が分類された。両者は非常に似た文で記され、特に説話の結末の「朱雀院の御時に富士の煙の中から声がした」という記述は特徴として認められよう。なお、『古今和歌集序聞書三流抄』の結末部分とほぼ同文が『聖徳太子伝拾遺抄』にもみえる。このように他グループであっても、個々の史料間において部分的に影響関係が認められる点については、今後の検討課題である。続いてB-a / I / iv / ① 【卵生―結婚あり―帝―鏡（＋不死薬）―天武天皇―富士郡・富士山麓】には『一乗拾玉抄』と『法華経鷲林拾葉抄』が分類された。何れも法華経の直談書であり、結末部に「四条の重阿」という人物の連歌を引くなど、ほぼ同文であることが指摘できる。

ここまで、説話の時代に拠る分類と、史料に応じて説話の舞台による分類を加えたグループを見て来た。次のB-a / I / v 【卵生―結婚あり―帝―鏡（＋不死薬）―設定なし】は説話の時代が記されないグループである。このグループには『和歌百首註』（『別歌百首』）のみが分類された。本文は短いが、説話の時代が記されない点以外はB-a / I / ii / ①のいわゆる古今集注の系統に似る。その一方で、古今集注の竹取説話に多く見られる、卵に光を伴う表現が記されていないため、検討の余地があろう。

以上、帝との結婚が記され、形見の品として鏡（＋不死薬）が残されるグループを見て来た。B-a / II 【卵生―結婚あり―帝―鏡（＋その他）】に分類した『聖徳太子伝正法論』慶応本は、形見の品が他の竹取説話とは異なり、妃宮（娘）、鏡、銀の簪、金の扇が残される。聖徳太子に関わる史料とはいえ、B-a / I / ii / ②の『聖徳太子伝拾遺抄』とは異なっ

た内容であることが注意される。

最後に、B―b【結婚あり―翁】は翁との結婚が記されるという非常に珍しいものである。『歌道寄合肝要集』のみが分類され、独立したグループである。『歌道寄合肝要集』は連歌の注釈書であり、中世竹取説話の他にも、光源氏が貴船で鬼に遭う話など、珍しい説話が散見される。史料そのものの研究が必要であらう。

本稿では、卯生の竹取説話二十二件の新たな分類方法を試みた。既存の分類法では、分類できない史料があること、そして『古今和歌集』注釈書などといった史料のジャンルに拠る分類ではそれぞれの特徴が見えにくいことが問題であった。今回、記される場合が多い要素を上位の分類に設定して分類したことで、こうした問題には対処出来たものと思われる。一方で、他グループに分類された史料間にも近似した表現が見られる場合や、同じグループであっても全く別の内容である場合があり、今後検討を加える必要がある。今回は卯生の中世竹取説話について分類を行ったため、今後は竹生の中世竹取説話も同様に分類し、中世竹取説話全体を捉える上での一助としたい。

分類型	結婚の有無	形見の品	時代	舞台	史料名
A 結婚なし	a 結婚拒否 b 記述なし c その他	I 形見の品なし II 形見の品あり	天智／なし	富士郡／甲斐国	『古今集注』義、『古今集注』信 『海道記』 『法華経鷲林拾葉鈔』八酒縁起事、『国名風土記』 「富士山（謡曲）」 『和漢朗詠集和談抄』、『三国伝記』 『古今為家抄』、『頓阿序注』、『毘沙門堂本古今集注』 『了譽序注』、『聖徳太子伝拾遺抄』、『富士山略縁起』（富士吉田） 『臥雲日件録抜尤』 『古今和歌集序聞書 三流抄』、『塵荊抄』 『一乗拾玉抄』、『法華経鷲林拾葉抄』浄明鏡事 『和歌百首註』 『聖徳太子伝正法論』慶応本 『歌道寄合肝要集』
B 結婚あり	a 帝 b 翁	I 鏡（十不死薬） II 鏡十その他 （破鏡）	i 孝安 ii 欽明 iii 天智 iv 文武 v 設定なし （欽明）	(駿河国)／富士郡・富士山麓 (駿河国) (かぬきの里)	

(1) 以下、本稿では中世竹取説話と称する。

(2) 三谷栄一氏「竹取翁物語の発展」(三谷栄一『新訂版 物語文学史論』有精堂、1965所収)

- (3) 田口守「竹取物語と中世竹取翁伝説——姫の結婚と結婚拒否の間」(『中古文学』23、1979/4)
- (4) 奥津春雄「中世竹取説話」(奥津春雄『竹取物語の研究——達成と変容』翰林書房、2000所収)
- (5) 黒田彰「『三国伝記』と『和漢朗詠集和談鈔』」(『国文学』、関西大学国文学会、1981/12)、『『三国伝記』と『和漢朗詠集和談鈔』』(1)、『国文学』、関西大学国文学会、1982/12)
- (6) 新編日本古典文学全集8『中世日記紀行集』、小学館、2007、52頁
- (7) 宮内庁書陵部蔵『古今和歌集注』義冊、函架番号557・86。仮名序「富士の煙に人を恋……」の注。
- (8) 書誌情報は注7に同じ。巻第十九、誹諧歌、1046番歌の注。
- (9) 注5に同じ。